

様式第4号(第10条関係)

(表)

桐生市浄化槽設置資金貸借契約書

収入 印紙	金額	百	拾	万	千	百	拾	円

期 間 自 年 月 日
 至 年 月 日

償還方法 年 月 日から 箇月の元金均等の方法による月賦償還とする。

条 件 裏面記載のとおりとする。

上記のとおり貸借契約を締結いたします。

年 月 日

貸付人 桐生市長	印
借受人 住 所	
氏 名	印
連帯保証人 住 所	
氏 名	印
連帯保証人 住 所	
氏 名	印

(裏)

条件

- 1 貸付金は、貸付対象工事以外に転用しないこと。
- 2 貸付金は表記の償還方法により期間内に必ず償還すること。
- 3 儚還期限までに貸付金を償還しなかったときは、償還期限の翌日から日数に応じその金額について年14.6パーセント(償還期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセントの割合。ただし、延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。)で計算した延滞金を加算して納付すること。
- 4 借受人は、借受人又は連帯保証人が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに市長に届け出ること。
 - (1) 申込書に記載した事項を変更しようとするとき。
 - (2) 仮差押、仮処分、強制執行、破産又は競売の申立てを受けたとき。
 - (3) 設置工事を施行した家屋を他人に譲渡又は転貸しようとするとき。
- 5 借受人が死亡したときは、相続人は連帯保証人と連署の上届け出て指示を受けること。
- 6 連帯保証人が死亡したとき、又は連帯保証人を変更しようとするときは、速やかに届け出ること。
- 7 資金の貸付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、繰上償還を命ずることがあります。
 - (1) 桐生市浄化槽設置資金貸付条例又は桐生市浄化槽設置資金貸付条例施行規則の規定に違反したとき。
 - (2) 虚偽の方法により貸付を受けたことが明らかになったとき。
 - (3) 設置工事を施行した家屋を他人に譲渡、転貸又は取り壊したとき。
 - (4) 市長において貸付の目的を達成することができないと認めたとき。
- 8 借受人が償還できない場合は、連帯保証人が償還すること。